

高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕(素案)修正案

資料2

| ページ | 部 | 章 | 節 | 内容 | 原案 | 変更案 | 変更にあたっての経緯・考え方 |
|------------|---|---|---|---------------------|--|--|---|
| P11 図表5 | 2 | — | 3 | 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ | <p>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>市の要綱に基づく対策本部を設置し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。本市で患者が発生した場合は、積極的疫学調査等を実施するとともに、迅速に患者を感染症指定医療機関へ搬送し、国及び府等とも連携して感染拡大防止を図る。</p> | <p>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>市の要綱に基づく対策本部を設置し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。本市で患者が発生した場合は、積極的疫学調査等を実施するとともに、迅速に患者を感染症指定医療機関へ搬送し、国及び府等とも連携して感染拡大防止を図る。</p> | 保健医療審議会委員からの指摘を受け、初動期に本市で患者が発生した場合を想定した内容を追記。 |

| ページ | 部 | 章 | 節 | 内容 | 原案 | 変更案 | 変更にあたっての経緯・考え方 |
|-----|---|---|---------|----------------------------|---|---|---|
| P21 | 3 | 1 | 実施体制 | 1 準備期 1-1 行動計画等の策定や体制整備 | <p>④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における対応体制の構築、職員の養成のため、研修や訓練等を行い、連携強化や役割分担等を調整する。また、新型インフルエンザ等対策に携わる感染症対策の中核となる保健所の人材の確保及び育成のため、国や、国立健康危機管理研究機構、府等の研修等を積極的に活用する。</p> <p>«危機管理室、総務部、健康福祉部»</p> | <p>④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における対応体制の構築、職員の養成のため、研修や府内関係部局等と連携した訓練等を行い、連携強化や役割分担等を調整する。また、新型インフルエンザ等対策に携わる感染症対策の中核となる保健所の人材の確保及び育成のため、国や、国立健康危機管理研究機構、府等の研修等を積極的に活用する。</p> <p>«危機管理室、総務部、健康福祉部»</p> | 保健医療審議会委員からの指摘を受け、初動期に本市で患者が発生した場合を想定した内容を追記。 |
| P21 | 3 | 1 | 実施体制 | 1 準備期 1-2 関係機関との連携 | <p>① 国、府、市及び指定(地方)公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。</p> <p>«危機管理室、健康福祉部»</p> | <p>① 国、府、市及び指定(地方)公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。さらに、初動期に本市で新型インフルエンザ等が発生した場合にも対応できるよう、市内医療機関との感染症発生時対応訓練や府内近隣市との合同訓練等の実践的な訓練を行う。</p> <p>«危機管理室、健康福祉部»</p> | 保健医療審議会委員からの指摘を受け、初動期に本市で患者が発生した場合を想定した内容を追記。 |
| P22 | 3 | 1 | 実施体制 | 1 準備期 1-2 関係機関との連携 | <p>② 市は、感染症法に基づき設置されている都道府県連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について府と協議する。</p> <p>«健康福祉部»</p> | <p>② 市は、感染症法に基づき設置されている都道府県連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について府と協議し、協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえ、市予防計画の変更を検討する。また、市予防計画を変更する際には、市行動計画等との整合性の確保を図る。</p> <p>«健康福祉部»</p> | 大阪府からの指摘を受け、市予防計画の変更について追記。 |
| P30 | 3 | 2 | 情報収集・分析 | 3 対応期 3-1 情報収集・分析に基づくリスク評価 | なし | <p>⑤ 市は、病原体等の情報の収集に当たって、国や府及び医療機関等と連携を図りながら進める。</p> <p>特別な技術が必要とされる病原体の検査については、国立感染症研究所や大阪健康安全基盤研究所等と連携を図って実施する。</p> <p>«健康福祉部»</p> | 大阪府からの指摘を受け、情報収集に係る関係団体等との連携について追記。 |
| P49 | 3 | 5 | 水際対策 | 3 対応期 3-1 対応期の対応 | <p>② 市は、検疫所から患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。</p> <p>«健康福祉部»</p> | <p>② 市は、市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第15条の3第5項の規定に基づき、国が府等に代わって居宅等待機者等に対して健康観察を実施することに係る国への要請を府に求める。</p> <p>«健康福祉部»</p> <p>③ 市は、検疫所から患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。</p> <p>«健康福祉部»</p> | 大阪府からの指摘を受け、感染症法第15条の3第5項の規定に基づく要請について追記。 |